

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年5月1日、資格喪失日が8年10月16日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を6年5月1日、資格喪失日を8年10月16日とし、申立期間の標準報酬月額を6年5月から7年10月までは20万円、同年11月から8年9月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から8年10月16日まで

私のA社における年金記録について、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得及び喪失届がさかのぼって提出されており、資格取得日は平成6年5月1日、資格喪失日は8年10月16日にそれぞれ訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことを知った。

同社に勤務していた期間、私の給与からは大きな金額が控除されており、当然厚生年金保険料も控除されていたと思うので年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年5月1日、資格喪失日が8年10月16日とされ、当該期間は厚生年金

保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与台帳及びB健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳から、平成6年5月から7年10月までを20万円、同年11月から8年9月までを24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年5月から8年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和20年2月16日から同年5月18日までの期間について船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を同年2月16日に、資格喪失日に係る記録を同年5月18日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年2月16日から同年5月18日まで
年金事務所で船員保険の加入記録を確認したところ、A(船舶名)(B社)における船員保険の被保険者資格を取得した日は記録されていたが、喪失した日は記録されていないことが分かった。

私は、当該船舶に昭和20年2月から同船が沈没した同年*月*日まで乗船していたので、年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年2月16日からB社が所有するAに乗船し、同船が沈没した同年*月*日まで乗船していたと主張しているところ、厚生労働省社会・援護局から提出された船員履歴書等をみると、申立人が乗船していた同船は、同年*月*日に遭難(沈没)したことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人の同船に係る被保険者記録は無いものの、同船に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同一の生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できたことから、申立人は、昭和20年2月16日に船員保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

また、当該被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記載は無く、申立人が記憶している同僚も申立人と同様に資格取得日は記載されている

が、資格喪失日は記載されていない。しかしながら、オンライン記録では、当該同僚の資格喪失日は同船が沈没した日の翌日である昭和 20 年*月*日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の B 社における船員保険の被保険者資格の取得日は昭和 20 年 2 月 16 日、喪失日は、同年 5 月 18 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録から、60 円とすることが妥当である。

福井厚生年金 事案 313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間に欠落のあることが分かった。

私は、高等学校卒業後、昭和35年3月1日にA社（現在は、B社）C工場に入社した。その後、本社の人事部人事課、経理部を経て、44年1月16日に結婚で退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、複数の同僚の供述及び現事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、同僚は「申立人は、昭和35年3月1日にA社C工場に入社し、1か月の研修の後、同年4月1日に転勤辞令を受け、同日から同社本社の人事部人事課に勤務していた。」と供述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月の健康保険厚

生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 10 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

私が所持している賞与明細書をみると、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の記録を年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 16 年 3 月に支給された賞与に係る賞与明細書及びA社が保有している賞与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料の控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を行っていないことを認めていることから、事業主は保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 21 日から 60 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 10 月 21 日に A 社に入社し、63 年 11 月 20 日に B 社（現在は、C 社）を退社するまで継続して勤務した。在籍した会社は A 社から B 社へと変わったものの、D 市 E にある F 工場内の G 工場において継続して勤務しており、A 社に入社した昭和 59 年 10 月 21 日から 60 年 5 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び退職金支給明細票の記載内容から、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人は昭和 59 年 10 月 21 日に H 社において被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人は、同日から 60 年 5 月 1 日までの間、健康保険任意継続被保険者証が交付されていることが確認できる上、オンライン記録により、A 社は、申立期間において適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、申立人と同日に H 社から A 社に入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者記録をみると、申立人と同様に昭和 59 年 10 月 21 日から 60 年 5 月 1 日まで被保険者記録が無い上、当該同僚に係る H 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、当該期間において、健康保険任意継続被保険者証が交付されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の B 社の事務担当責任者及び複数の同僚等に対し、

当時の厚生年金保険の取扱いについて聴取したが、いずれも申立期間当時から相当の月日が経過していることから、参考となる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。